

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

控訴人（一審原告ら） X51 外6名

被控訴人（一審原告） X1 外112名

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書

2023年5月16日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠木克彦

弁護士 武村二三夫

弁護士 大橋さゆり

弁護士 高山巖

弁護士 瀬戸崇史

弁護士 谷次郎

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|------|--|-------------------------------|------------------------------|--|--|
| 甲255 | Scaling Rerationship between the Number of Aftershocks and the Size of the Mainshock | 写 1990年7 月5日受 理 | 山中佳 子、島崎 邦彦 | 山中・島崎式のデータセットが日本本地域で発生した地震に基づいていること(Fig.1、Table 1参照)。 | 訳文は 追完す る。 |
| 甲256 | 福井専門委資料 「福島第一原子力 発電所事故を踏ま えた安全性向上対 策の実施状況につ いて」抜粋 | 写 平成 28(2016)年 5月13日 | 参加人 | 参加人は、本件各号機と同型である高浜3, 4号機にあっては規則51条の対応としてスプレイ水用の「恒設代替低圧注水ポンプ」を設置したのみである一方、高浜1, 2号機にあっては「原子炉下部キャビティ注水ポンプ」及び「注水配管」を設置して下部キャビティへ直接注水する流路を確保していること。 | 資料の 表紙、 目次及 び8頁を 抜粋し たもの。 |
| 甲257 | 「柏崎刈羽原子力 発電所6号及び7 号炉排水設備の機 能を期待する範囲 について」 | 写 平成 31(2019)年 1月29日 | 東京電力 ホール ディングス 株式会社 | 東京電力柏崎刈羽原発では、地下水対策として建屋周りにサブドレンが設置され、地下水は建屋に引き込まずに処理されていること。 | |
| 甲258 | 経済産業省汚染水 処理対策委員会 (第3回) 資料3 「参考資料集」抜粋 | 写 平成 25(2013)年 5月30日 | 東京電力 株式会社 | 福島1～4号機には福一事故前からサブドレン設備があったが、津波によりポンプ等が損傷したため地下水が建屋内に流入し、汚染水の増加要因となっていること。 | 「参考資 料集」の 目次及 び0～1 ページを 抜粋し たもの。 |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備 考 |
|------|------------------------------------|---|----------------------|-------------|--|---------------------------------------|
| 甲259 | 第674回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 議事録 抜粋 | 写 | 平成31 (2019)年1月29日 | 原子力規制委員会 | 地下水対策に関する四国電力の伊方3号機の説明、参加人の美浜3号機及び本件各号機の説明に対して、原子力規制委員会の山形対策監が、加圧水型原子炉の場合は共通で周辺の地下水をわざわざ建屋の中に入れてポンプで引くという設計になつていることに問題意識を持ち質問したこと。 | 議事録の1~6頁、45~50頁、54~55頁、62~63頁を抜粋したもの。 |
| 甲260 | ホームページ「原子力発電の仕組み」 | 写 | 令和5(2023)年5月8日 | 日本原子力発電株式会社 | 沸騰水型原子炉は米国のゼネラル・エレクトリック(GE)が開発し、国内では東芝と日立製作所が製造しているのに対し、加圧水型原子炉は米国のウェスチングハウス(WH)が開発し、国内では三菱重工業が製造していること。 | |